

定期積金概要説明書

平成29年4月1日現在

株式会社 阿波銀行

1. 商品名 (愛称)	定期積金
2. ご利用いただける方	法人および個人
3. 期 間	<定額式> 6か月以上5年以内 (1か月単位) <目標式> 6か月・1年・2年・3年・4年・5年
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	毎月1回の分割掛込 1,000円以上 1,000円単位 目標式は1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に給付契約金を支払います。
6. 給付補填備金 (利息に相当) (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金	契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 満期日以後に給付契約金として支払います。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割で計算します。 個人の場合 ・ 国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。 一般法人の場合 ・ 国税15.315%が源泉徴収されます。 ・ 非課税法人は非課税となります。
7. 手 数 料	無 料
8. 付加できる特約事項	毎月の掛金を指定預金口座から口座振替により払込みすることができます
9. 満期日前解約の 取扱い	当行がやむを得ないと認めて、満期日前に解約する場合は、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位切捨て) によって計算し、この預金とともに支払います。 なお、契約期間中の払込額が契約金額に達しないまま満期日以後に解約する場合も同様とします。 (1) 1年末満の場合 解約日における普通預金の利率 (2) 1年以上の場合 約定利回×60% (小数点第4位以下切捨て) ただし、普通預金利率を下回るときは解約日の普通預金の利率とします。
10. お申込時のご注意点	金利については窓口でお問い合わせください。
11. 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連 絡 先…全国銀行協会相談室 電話番号…0570-017109 または 03-5252-3772
12. その他参考となる 事項	・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の対象商品です。 保障限度額は、預金者1人当たり元本1千万円および当該預金利息が対象となります。 ・ 掛金の払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または、当初契約時の約定利回り (1年を365日とする日割計算) の割合による遅延利息をいただきます。